

6 長木連 第 46 号
令和 6 年 7 月 9 日

合法木材認定事業体 様

(一社)長崎県木材組合連合会
会 長 高 島 正 弘
〔 公 印 省 略 〕

令和 6 年度合法伐採木材利用促進のための普及セミナーの開催について

日頃から本連合会の運営に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、合法木材認証制度の適正な運用にも御協力賜り、感謝申し上げます。

平成 28 年 5 月に成立しました「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(通称:クリーンウッド法)」の施行に伴い法律に基づく制度の円滑な運用、違法伐採対策の一層の効果的な実施に努める必要があります。

そこで、今回全国協議会から「クリーンウッド法と合法性確認能力強化について(仮称)」のテーマで普及セミナーを開催します。

なお、準備の都合上、参加者の名簿を 8 月 26 日までに報告(FAX・メール)下さるよう重ねてお願いします。

※研修対象

認定事業体の分別管理責任者・文書管理責任者及び主催者の認める者
ただし、分別管理責任者・文書管理責任者は3年に1回受講するものとする。

記

1. 開催日時 令和6年9月 12 日(木) 13 時 30 分～16 時 00 分
2. 開催場所 佐世保市 早岐地区コミュニティセンター 第 1 講座室

3. セミナー対象者

認定事業体の分別管理者・文書管理責任者及び主催者の認める者
ただし、分別管理者・文書管理責任者は3年に一回受講するものとする。

【申込先】

一般社団法人 長崎県木材組合連合会
Tel 0957-27-1760 fax 0957-25-0242
電子メール nagamoku@vesta.ocn.ne.jp
担当: 吉永

令和6年度 合法伐採木材利用促進のための普及セミナー

日時:令和6年9月12日(木)13:30～

場所:早岐地区コミュニティセンター 第1講座室

- | | |
|-------------------------------|-------|
| 1. 開会 | 13:30 |
| 2. 主催者挨拶 | 13:30 |
| 3. 内容 | 13:40 |
| (1)クリーンウッド法と合法性確認能力強化について(仮称) | |
| (2)各種事業について | |
| (3)質疑応答 | |
| (4)長崎県合法木材認証制度について | |
| (5)その他 | |
| (6)意見交換 | |
| 4. 閉会 | 16:30 |

令和6年度 合法伐採木材利用促進のための関係者意見交換会 参加申込書

(早岐地区コミュニティセンター: 令和6年9月12日(木))

会社名	役職	氏名	備考

※コロナウイルスの感染防止のための身体的に配慮した会場設営としますが、当日の体調管理やマスクの着用など御配慮願います。

(参考)

【合法木材等供給体制に関する研修の実施要領】

1 合法木材供給事業者研修

(1) 主催

各認定団体(県木連、県森連)および、全木連の共催

(2) 対象

認定事業体の分別管理責任者・文書管理責任者及び主催者の認める者
ただし、分別管理責任者・文書管理責任者は3年に1回受講するものとする。

(3) 研修内容

違法伐採問題と認定事業体の役割の重要性を認識し、認定事業体における分別管理・文書管理を的確に行うために必要な知識を付与するものとし、

- ① 違法伐採問題取組の意義
- ② 合法木材供給事業の概要と取組状況
- ③ ガイドラインの概要と分析管理・文書管理責任者の役割
- ④ 合法木材等証明の留意点と製品の普及
などを含むものとする。

送付先 (一社)長崎県木材組合連合会

FAX 0957-25-0242

E-mail: nagamoku@vesta.ocn.ne.jp

TEL: 0957-27-1760

一般社団法人長崎県木材組合連合会の情報は、HP を見てください。
[長崎県木材組合連合会 | \(n-mokuren.jp\)](http://n-mokuren.jp)